

令和 7 年 6 月 1 1 日
九州運輸局

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業（第20期）を実施します ～令和7年4月1日から5月31日の間のLPガスに係るコスト負担に対して支援を実施～

「タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業」（第20期）の申請受付を、
6月11日（水）から開始します。
今回の対象期間は令和7年4月1日～5月31日です。

国土交通省では、現在の原油価格の高騰を受け、国民生活等への不測の影響を緩和するため、LPガスを使用するタクシー事業者に対して、燃料高騰相当分を支援する事業を実施しています。

今般、第1期～第19期に続き、第20期（令和7年4月1日～5月31日）の申請受付を開始します。

1 補助対象事業者

一般乗用旅客自動車運送事業者

2 申請受付期間

令和7年6月11日（水）～7月31日（木）16時

3 支援内容

令和7年4月1日～5月31日の間における、LPガスに係るコスト負担に対して支援を実施。

※令和7年5月22日～5月31日分については定額補助になります。

※令和7年6月以降の事業については、別途お知らせします。

4 事業の執行団体

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業 事務局

（パシフィックコンサルタンツ（株）内）

具体的な事業内容や申請方法等の詳細については、事務局のホームページをご確認ください。

【事務局特設Webサイト】

<https://www.lpg-subsidy.pacific-hojo.jp/>

※第1期～第19期とは申請書、電話番号、提出メールアドレス等が異なりますのでご注意ください。

5 その他

- ・ 令和7年6月以降の事業については、別途お知らせします。
- ・ 第1期～第19期（令和4年1月～令和7年3月分）の受付は終了しております。
- ・ 第17期～第19期に補助金を受領された事業者においては、第20期については申請が簡便になる場合があります。詳しくは事務局特設Webサイトをご覧ください。

【お問い合わせ先】

（補助事業の申請に関すること）

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業 事務局

（パシフィックコンサルタンツ（株）内）

TEL：050-5530-5878

※第1期～第19期と異なりますのでご注意ください。

（事業全般に関すること）

物流・自動車局旅客課 武藤、下條

代表：（03）5253-8111（内線 41223）

直通：（03）5253-8571